

埼玉県と行田市からのお知らせ

# ストップ！滞納

## 県税 市税

税金の滞納は、期限内に納税している方の公平を欠くものです。埼玉県・市町村では、集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行います。特別な事情があって納税できない場合は、ご相談ください。

滞納整理強化期間  
平成29年10月～平成29年12月

「影の国」さいたま 埼玉県 行田市 埼玉県・市町村 個人住民税徴収確保対策協議会

### 固定資産税に関する土地現況調査を行っています

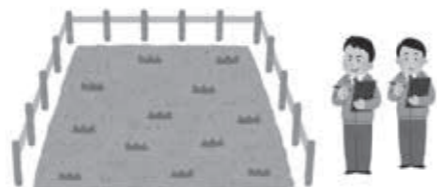
市では現在、市内の土地の利用状況について現況調査を行っています。調査は、「職員証」を携帯した職員が2人1組で行っています。

なお、土地の利用状況を変更した場合は、税務課までご連絡ください。その後、職員が現況調査を行います。

#### 【変更例】

- ・農地から駐車場や資材置き場などに変えたとき
- ・土地に太陽光発電設備を設置したとき
- ・建物を壊して更地にしたとき

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線233)



### 滞納整理強化期間実施中

## ～公平な税負担を確保するために～

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない行政サービスを推進するための大切な財源です。

税金は納期限内に納めていただくことが原則です。納期限内に納付しないで滞納になると、「うっかり」の悪意のない納め忘れの場合でも、法律に基づき差押えという滞納処分を受けることがあります。

### 督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、

「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と法律で規定されています。

#### 平成28年度差押えなどの実績

差押財産	件数
不動産	1件
預貯金	77件
給与・年金	72件
生命保険	24件
合計	174件

#### 納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。

市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

#### 休日・夜間窓口

- 休日 毎週日曜日の午前中午前8時30分～正午 ※年末年始を除く
- 夜間 毎週火曜日の夜間午後5時15分～午後7時 ※祝日および年末年始を除く
- 場所 収納課

#### 滞納処分の流れ

- ◎督促状・催告書の発送…納期限までに納付がない場合に発送
- ◎財産調査…納期限までに納付がない場合には、勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先、日本年金機構などに財産調査を実施
- ◎差押え…財産の差押え
- ◎取り立て・公売…差押えた財産を強制的に取立や公売をして金銭に換え、滞納している税

#### 口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。※収納課での申し込み手続きは、キャッシュカードでもできます。

#### コンビニで納付できます

市税はコンビニエンスストアで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納期限を過ぎた納付書など、取扱が出来ない場合があります。ご注意ください。

#### 電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話で納付の確認と納付の呼び掛けを行っています。

▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)

## 軽自動車税グリーン化特例(軽課)制度が延長されました

平成29年度までの特例措置であった軽自動車税グリーン化特例(軽課)が、平成29年度の税制改正において見直し重点化された上で2年間延長されました。一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については、初回の車両番号を受けた日の属する年度の翌年度分に限り、軽自動車税が軽減されます。

#### ▶対象となる車両

取得日(初回車両番号指定を受けた日)	軽課適用年度
平成29年4月1日から平成30年3月31日の間	30年度
平成30年4月1日から平成31年3月31日の間	31年度

軽課適用対象車は、上記期間内に取得した車両で、次の表に該当するものです。なお、各燃費基準等達成状況は自動車検査証備考欄に記載されています。

#### ▶軽乗用車

燃料の種類など	排出ガス性能	燃費性能	軽減内容	税額(円)		
				三輪車	四輪車自家用	四輪車営業用
電気	—	—	おおむね75%軽減	1,000	2,700	1,800
天然ガス	平成30年排出ガス規制に適合するものまたは平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準から窒素酸化物を10%以上低減したもの					
ガソリン・ハイブリット	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減のもの	平成32年度燃費基準+30%達成車	おおむね50%軽減	2,000	5,400	3,500
		平成32年度燃費基準+10%達成車	おおむね25%軽減	3,000	8,100	5,200

#### ▶軽貨物車

燃料の種類など	排出ガス性能	燃費性能	軽減内容	税額(円)		
				三輪車	四輪車自家用	四輪車営業用
電気	—	—	おおむね75%軽減	1,000	1,300	1,000
天然ガス	平成30年排出ガス規制に適合するものまたは平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準から窒素酸化物を10%以上低減したもの					
ガソリン・ハイブリット	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減のもの	平成27年度燃費基準+35%達成車	おおむね50%軽減	2,000	2,500	1,900
		平成27年度燃費基準+15%達成車	おおむね25%軽減	3,000	3,800	2,900

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線235)

## ～事業を営んでいる方へ～ 償却資産の申告が必要です

平成30年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に市に対しても償却資産の申告をする必要があります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方(テナント)は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。

資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などにより資産が無くなった方も、必ず申告をお願いします。

受付期間の後半は窓口が混雑しますので、早めに申告するようご協力をお願いします。

#### ▶申告が必要な方

法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方

#### ▶申告の対象になるもの

事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得

価額が原則10万円以上のもの  
【償却資産の申告対象になるものの例】  
アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、乾燥機、受変電設備、動力運搬機、太陽光発電設備など(詳しくは市ホームページを参照してください)  
※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりませんので、ご注意ください。

#### ▶申告書受付期間

平成30年1月4日(休)～31日(休)

#### ▶その他

平成29年度分の申告をしている方には、11月下旬に償却資産申告書を送りますので、同封の手引きを参考に申告してください。なお、新規に事業を開始した方は、税務課までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。

▶申告先・問い合わせ 同課資産税担当(内線233)